

個人 1

受 令和 5 年 6 月 7 日
付 (午前)・午後 9 時 00 分

一般質問 (代表 (個人) 通告書

令和 5 年 6 月 7 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 大島もえ

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 6 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 4 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項 (大項目) ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1 回目から 質問事項 (大項目) ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>2-1</u>	第六次総合計画策定に寄せてシビックプライド醸成のための視点から3つの課題について
要 旨	<p>【質問要旨】</p> <p>2025年からの10年を想定した第六次総合計画の策定に向け、市民アンケートによる尾張旭市に対する愛着と誇りについても世代ごとに分析されています。</p> <p>指標として用いられている「シビックプライド」醸成のために、「こどももいち市民である」という発想も含め、以下3点御提案し見解を伺います。</p> <p>(1) 尾張あさひ苑の市民割引対象者として小学生以下の「こども」にも適用することについて</p> <p>現状の割引制度は、1人1泊につき 中学生以上60歳未満の方は1,000円 60歳以上、障がい者、母子・父子家庭医療費受給者の方1,500円。</p> <p>小学生以下の市民割引制度を設け、「こども」も市民であり、「市民」に含まれる存在として政策位置づけを明確にした制度設計を提案し、見解を伺います。</p> <p>(2) まちの中にこどもたちの居場所を開放することについて</p> <p>60歳以上の方には市内14か所の老人いこいの家、子育て中の親子には市内7か所の子育て支援センターがあり、18歳未満のこどもには市内9小学校区に設置された児童館があります。</p> <p>法的には18歳未満のこども対象の児童館ですが、実態としては「遊ぶ場」から「集う場」としての要素が増える10代のこどもたちには物足りない場所となっている現状についての認識と、公共施設にオープンスペースを設け部活動も廃止の方向にある10代のこどもたちの居場所の一案として校区拠点づくりを提案し見解を伺います。</p> <p style="text-align: right;">(次頁につづく)</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

